平成22年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約 の締結実績の概要

独立行政法人労働政策研究・研修機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。)第8条第1項の規定に基づき、平成22年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成22年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針(平成22年2月5日閣議決定。以下「基本方針」という。)に基づき、電気の供給を受ける契約については、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約(以下「環境配慮契約」という。)を行った。

また、自動車の賃貸借に係る契約、省エネルギー改修事業(ESCO事業)に係る契約及び建築物に関する契約には、該当がなかった。

2.環境配慮契約に係る事項

(1)電気の供給を受ける契約

環境配慮契約に基づく電気の供給を受ける契約の導入については、平成21年度から検討を行い、平成22年度において裾切り方式の一般競争入札を実施した。入札においては、まず「適合証明書」により 二酸化炭素排出係数、 未利用ネルギーの活用状況、 新エネルギーの導入状況の3つの要素をポイント制により評価し(合計70点以上を適合とする)、かつ「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」の義務を果たしていることを確認し、これらを満たしたしている者に入札参加資格を与えた。「適合証明書」では、4つ目の項目としてグリーン電力証書の調達者への譲渡予定量の加算項目も設けたが、いずれの業者もこの項目を用いずに適合となった。入札には5者が参加し、最低価格の入札を行った者と契約を行った。

(2)自動車の賃貸借に係る契約

自動車の新規購入(交換)及び賃貸借の契約については、該当がなかった。

3.その他環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約を推進するための機構における体制として、環境物品等の推進に関する基本方針に基づき設置された「労働政策・研修機構グリーン調達推進体制」を活用することとしている。